## 平成 25 年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果について

平成 27年 1月 岩手県環境生活部環境保全課

## 自主測定結果の概要

平成 25 年度の自主測定結果は、表1のとおり、ダイオキシン類対策特別措置法の対象施設全 112 施設のうち、廃止、休止等で報告を要しない 24 施設を除き、稼働中の全 88 施設(大気基準適用 86 施設、水質基準適用施設 2 施設)から報告があり、排出基準の達成率は 98.9% (大気 98.8%、水質 100%)でした。

なお、大気の排出基準を超過した1施設(表2)については、すでに施設の稼働を 停止し、施設の改善を実施中であり、生活環境保全上の支障はありません。

表1 自主測定結果報告状況(排出ガス・排出水)

特定施設種類	施設数	報告対象 施設数	基準超過 施 設 数	備考
大気基準適用施設	107	86	1	廃止、休止等で報
水質基準適用施設	5	2	0	告を要しない施
合 計	112	88	1	設は24施設

## 表2 排出ガスに係る排出基準超過施設

事業場名	所在地	特定施設種類	測定者	測定結果	排出基準値
千葉東農場	一戸町奥中山字西田 192	廃棄物焼却炉	事業者	9.6 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	5 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N

## [参考] ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定について

ダイオキシン類対策特別措置法第28条の規定により、特定施設(廃棄物焼却炉等)の設置者には、排出ガス、排出水及びばいじんに含まれるダイオキシン類を測定し、その結果を県知事に報告することが義務付けられております。